

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名 : 有限会社安藤建設(法人番号5330002031229)
業者の住所 : 熊本県熊本市南区富合町田尻字戸崎前388-4
- 2 指名停止措置期間 : 令和8年9月15日 から 令和8年11月14日 まで(2か月)
- 3 指名停止措置の範囲 : 熊本県、宮崎県及び鹿児島県
- 4 事 実 概 要 : 本件は、上記有資格業者が、熊本県発注の工事において、虚偽の実務経験証明書を提出し、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年7月29日、熊本県知事から監督処分(営業停止22日間)を受けた。
- 5 指名停止措置理由 : 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領(抄)
付表第2

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 1月以上9月以内